

4、遊行上人御通行諸日記

一人足 壱人

貨錢ノ百拾弐文

右八竹野村方湯嶋迄賃錢一請取申候、以上

文化十二年
遊行上人御通行諸日記

美含郡竹野村庄屋

福田八郎右衛門

亥四月

但馬美含郡竹野村
役人 判

人馬駄賃帳上書

一 遊行上人御通行被遊候節、出石今九日村西光寺迄御繼立被成可被下候、九日村西光寺方竹野村興長寺迄城崎郡御料私領分繼立可申候事

一 令般遊行上人法用二付、越前敷賀西方寺迄罷越候間、宿々村々人馬無遅滯御差出し可給賴入存候、以上
文化十二年亥四月

遊行上人末寺

右之節御相談申合候而、詰カ談事不益無之様御互三申合可仕候
文化十二年
城崎郡御料惣代

亥四月

森 村庄屋 卯左衛門

大谷村同断

彦右衛門

郷野村同断

儀右衛門

美含郡惣代

私領惣代

利左衛門

金原庄村屋

新屋敷庄や

七郎右衛門

中谷村同新

七郎右衛門

四郎右衛門殿

利左衛門

七郎右衛門

一宿籠

利左衛門

七郎右衛門

一 寛政六年寅年六月遊行上人御帰り拝領物之覺	一 ふみ臺
一 御藏米	一 大たらい
一 蠟燭	一 拝品
一 御札棚	一 壱ツ
一 薦遍り両面廻り	同
一 武疊臺	一 大五拾丁
一 半疊	同
一 三方	同
一 湯桶	同
一 御手水たらい	同
一 中たらい	同
一 水こし さらし付	同
一 湯當	同
一 さらし布	同
一 すまし桶	同
一 湯取桶	同
一 水風呂桶	同
一 ふみだん	同
一 手桶	同

式ツ 六ツ 武ツ 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同

右之通乍承奉願上候以上	願主美含郡竹野村 興長寺	一 ふみ臺
ミ 斷 次郎兵衛門	同所庄屋 八郎右衛門	一 壱ツ
ミ 組頭 弥右衛門	同断	同
ミ	内藤五郎兵衛殿 大庄屋代金原村庄屋	同
ミ	土肥少兵衛殿 同断 奥須井村庄屋	同
ミ	右衛門	同
ミ	但御紐付	同
ミ	御紐付竹共	同
ミ	高張挑灯	同
ミ	御幕	同
ミ	はつひ	同
ミ	右三品者御立後御返上仕候品二御座候	同
ミ	御紐付	同
ミ	壹對	同
ミ	武張	同
ミ	武ツ	同

此分御上様分興長寺江被下候品二御座候
右之品ミ寛政六年遊行上人御通行之節、從御上様御拝領仕候趣、
當寺古記ニ御座候、
乍恐先例之通被為仰付被成下候様奉願上候
右奉願上候通被為仰付被成下候ハハ、難有奉存上候、以上

文化十二年

亥四月

願主美含郡竹野村 興長寺

4、遊行上人御通行諸日記

右之品ミ寛政六年遊行上人御通行之節、從御上様ノ御拝借仕候
趣、當寺古記ニ御座候、

乍恐先例之通被為仰付被成下候様奉願上候

右奉願上候通被為仰付被成下候ハヽ、難有奉存上候、以上

文化十二年

亥四月

願主美含郡竹野村 興長寺

同所庄屋 八郎右衛門

右之通乍恐奉願上候 以上

ミ 組頭 弥右衛門

内藤五郎兵衛殿

大庄屋代金原庄村屋 治郎左衛門

土肥少兵衛殿

同断 奥須井庄村屋 与右衛門

土肥少兵衛殿

ミ 断 次郎兵衛

右上人二付拝領物拝借物、又ハ御料并ニ当組役庄屋中四組、右

之書上物諸事談事合ニ四月六日朝令七日昼時迄坊岡村ヘ立會致

候、則、与右衛門、治郎左衛門、弥右衛門、次郎兵衛、八郎右

衛門、メ五人入人ミ飯代小前ニ拂致候、又ミ酒ノ替リニ御又々か

き三百買申候て、則、貳百斗同村長次郎方ヘ預ケ置申候、以上

四月七日

一 興長寺役僧四月廿五日越前國敦賀ノ出石ヘ帰着被致候、則、
當村人ヘ廿九日御帰り被遊候、右上人様御便リハ五月拾日

ヘ出石着之御積リ御座候
ノ町釜石道作致候、仲ノ町寺内担世^(重臣)を賀嶋山五社山両所
ニてかり申候て、則、担廻り致候

一

五月朔日興長寺内^(掃除)そ^(う)じに棟役ニテ人ミ相掛申候、則、上

ノ町釜石道作致候、仲ノ町寺内担世^(重臣)を賀嶋山五社山両所

ニてかり申候て、則、担廻り致候

一

五月三日同寺寺内そふじに棟役人ミ東ノ町担廻り致候

一

五月六日同寺寺内そふしに棟役人ミ下ノ町向濱担廻り致候、
又釜石道作等致候

一

五月八日同寺西光院共そ^(う)しに棟役人ミ場馬町担廻り、東

道道作村入口そふし等致候

一

五月七日遊行上人様丹後國田邊城下御着便リ御座候、則、
喜代二郎、儀右衛門、今町登り云々、則、田邊ニテ貳百十

一 勿八分手取ニ賣申候、則、八日朝戻リ申し候、右之通
りニ御座候、以上

美含郡竹野村郷藏 戊年納米之内

美含郡竹野村 興長寺坊

亥 五月 遊行上人巡來二付

一 遊行上人様も十日ニ出石着ニ御座候時分、御先僧様御出被遊候、右ニ付此節ぬす人入込候様ニ御座候、御用心被成候時分も二人迄拂御座候、番人きびしく被仰付候、何角御取込と奉存候、早々以上

五月十六日

善兵衛

八郎右衛門

右者上人様御出ニ付御上様右之通之御切手参り候、則、鄉藏合御米拾五俵藏出し致候て、相渡申候

一 旦那惣代ニテ市左衛門出石ヘ拝領物拝借物立取ヘ五月廿三日ニ被參候、廿四日ニ村人ミとして善兵衛ヲ遣し申候

一 十八日興長寺様役人治郎兵衛出石ヘ御出迎ニ被參候、則、あじ山ニテ月見ヘ被致候、則、此人ミ興長寺様ヘハ寺ノ小間、治郎兵衛共ヘハ彦左衛門ノ傳六ヲ相つれ候

一 廿日坊岡村ヘ立會致候て、何角先語之長面ヲ以て引合セ致

候、御昼夜所坊岡村之寺ニテ御座候、右立會人數、金原村

一 二郎左衛門、林仁左衛門、森本四郎右衛門、御又村二郎太夫、本見塚三郎左衛門、はぶ弥左衛門、奥須井村与右衛門、切濱村三郎右衛門、竹野村八郎右衛門、右人數立會致候て、

則、廿一日昼夜ヲ与右衛門、二郎左衛門、兩人出石表へ聞合セ被參候、崎人ミ罷帰候、則、飯代四匁ツツ人ミ拂致候

一 来六月二日遊行上人九日市合坊岡御昼夜ニ而、竹野村ニ御移被遊候、尤御先使者来廿八日ニ御越被成ニ付、御通筋道

作り隨分入念龜末無之様并橋等者かり橋丈武^(夫)二廿七日迄

取繕可被成候、城崎郡道筋至而入念候之義故、精々も龜末無之様御藁を付可被成下候、別而此節火元入念可被成候、以上

五月廿五日 富森三郎左衛門

道筋庄屋中

五月廿五日 富森三郎左衛門

態申上候、然ハ下校義も明晚罷帰り申候、誠ニ遊行様御先僧様廿八日御地御着、六月二日御上人様御地ニ御着被遊候間、左様御承知可被下候、右ニ付廿八日早朝、林・金原・切濱・私四人御地ヘ罷越可申候

一 御上人様御庵所ヘ新しきまな板一枚御入用ニ御座候間、御

地ニ而拵置被下候様、出石市左衛門殿傳言ニ而御座候間、無間違船板ニ而も拵置可被下候、且又御荷物參り候様、蓮

入用ニ御座候間、龜の蓮三十枚品々御用立可被下候、余ハ御其面之時御定可申候

五月廿五日 与右衛門

庄屋様

一 両筋やり取之義、此度ハ不被下候間、其御心得ニテ白やり

二ニて二疊おこしらへ被下候、帰来ハたにハ相成不申候、此度ハ無調御入用ニ付、御断ニ御座候

一 市左衛門、善兵衛兩人五月廿六日昼時ニ豊岡ヲ源左衛門船ヘ、右之借領物拵借物出石ヲ請取候て罷り帰申し候、此運賃儀ハ興長寺ヲ相渡スト也

一 新キまな板一枚おこしらへ置可被下候、

一廿六日ニ豊岡迄行候事申上て、是ハ治郎兵衛ば御念ニ御座

一 御紋附黒塗文箱

但紫紐付

一 記

右者遊行上人來月二日當處發駕其日竹之濱興長寺迄被相
通候間、宿々人馬并川渡等無遲滯之様、支度可有之候
以上

五月廿六日

遊行上人役者 修領軒

從但州九日市 同州竹之濱迄

宿々村々

問屋中 名主中

一 明廿八日遊行上人御先使樣坊岡昼夜三面、竹野村ニ御越し
被成候間、御通筋之村々御出迎被成候而、次村迄先きを拂ひ御
送可被成候、為其如此御座候 以上

五月廿七日 富森三郎左衛門

通筋村々御庄や中

御朱印

傳馬觸狀

御朱印觸狀

御朱印

傳馬觸狀

修領軒

遊行上人役者

從但州九日市

宿々村々

問屋中

名主中

以上

但桐油添

同青添桐油

問屋中之木札

繪符

以上

但桐油單

春慶文箱臺

同惣外箱

黑塗外箱

紫縮緬服紗

萌黃さなた紐付

本綿さなた紐付

但椿有

壺 壺 壺 壺 壺 壺 壺 壺 壺 壺

壺 壺 壺 壺 壺 壺 壺 壺 壺 壺

此内式正明後廿八日先使之僧出立候問明六時可被相立候
則、廿八日七ツ時、御先使様御着被遊候、當村役人三役共御制
札所迄上下二て出迎ニ參り候、尤興長寺檀那惣代として三人斗、
一人足

傳馬 五拾疋

御朱印

五拾疋

覺

傳馬觸狀

御朱印觸狀

御朱印

御朱印觸狀

御朱印

御朱印觸狀

御朱印觸狀

御朱印觸狀

御朱印觸狀

4、遊行上人御通行諸日記

是も右之所出迎ニ参り候、然ル所御絵符ヲ持、松本村庄や、則、道案内として御先使之先ニ立、それより御先使之御籠式挺追江御荷物参り候、次キ之僧ハ南京や之前ニて籠子をり申候、御先使ハ興長寺山門前へ迄被參、興長寺尚出迎ニ山門迄被參候、則、御先使籠子をりて挨拶被致候而、直ニ本堂江御上り被成候て御つとめ被遊候、并ニ西光院ハ久二郎之前迄出迎ニ被參候、御つとめ相済候、直ニ興長寺へ御うつり被遊候、村役人檀那共それより引取申候、則、庄屋并ニ割元庄屋と二人ハ上下三て、右五月廿六日ニ参候御朱印御觸状、墨附汚等無之様ニ、御先使様へ参り御請取被下候様ニ御願候相渡し申候、扱ハシマ心遣之状ニ御座候

廿九日

覚

一 御朱印御觸状右之通り因州鳥取城下江参ル也、則、庄屋割元庄屋と二人下ニはをりて興長寺へ請取参り候、一ミ相改候て、尚と立會ニて請取候て直ニ大庄や所江送り申候、則、大庄や所請取書参り候、

廿九日七ツ時

壹通

右者遊行上人内御役僧興徳院迄急用申越候ニ付、則、此飛脚長義平九日市村迄遣シ申候、御用之訛ケハ相知れ不申候へ共、伝二て承り候へハ、御先使御出被成候今上人様之御座敷江御はり被成候ニ、其しめを御切り被成候節ニ、さすが之ゑ（利刀）がをれ申候て、是ふしげと思召候て、左之通り九日市村へ急御状参り候、然ル所六月朔日朝六ツ時三大庄屋所急飛脚参り候ハ、遊行上人様五月廿九日四ツ時ニ九日市村ニおゐて御死去被遊候と御先使江修領軒子御状参り候、則、直ニ興長寺へ参り、右之御状御先使文峰軒様江差上ヶ申候、直ニ私共ハ罷リ戻り申候所、割元庄屋奥須井庄村や与右衛門子金原村治郎左衛門、林村仁左衛門、メ三人私シ宿ニテ大キニ力ヲをとし残モニナ多く奉存候、弥々朔日朝ニ相成候へハ、村中のもの大キニ驚、扱ハシマ残モニナ多く被存候

覚

一 御朱印追觸 但シ箱入

壹通

一 因州鳥取御城下町役入江御状

壹通

是ハ遊行上人様間違ニ付因州江急御用参り候、則、松本村之人ミヲ以坊岡村大庄屋所迄遣シ申候、則此請取書文峰軒へ上ケル趣左之通り

一 御朱印追觸 但シ箱入	覚	一 因州鳥取御城下町役入江御状 壱通	右之通り奉請取間、則、順達仕候、尤墨附汚等無御座候、以上
文化十二乙亥年 美含郡竹野村庄屋 八郎右衛門 印	六月朔日明六ツ半時	割元庄や奥須井村 与右衛門	付候へ共、檀那中不承知ニ御座候故、半銀ニテ五拾匁くらいと
遊行上人御役者 ミ断 金原村 治郎左衛門	修領軒様 ミ断 林村 仁左衛門	貲立由度被相願申候處、 ^(一切) 壱才拝領物之分値段百匁くらいニ被仰	相願申候處、七十五匁御上納致候
同朔日四ツ時ニ右御先使文峰軒様并ニ御役僧廿二人九日市村へ 御替り被遊候ニ付、当村急人三十人余仕立候て、早籠ニテ坊 岡通りニテ御引取被遊候、則、此人ミ賃ハ郷方々御算用ハ御座 候、	一 四百廿匁三分八厘 内百匁床代宛ニ引 貫目三百廿匁三分八厘 貫目三百廿匁三分八厘 内八十匁くりい作事ニ引	貫目 壱貫七十一匁六分三厘 百七十九匁弐分九厘 七十三匁九分九厘 百九十一匁弐分式厘 貳百十七匁八分五厘 廿三匁六分二厘	扱其後、出石江拝借物之分ハ其後相戻シ申候、拝領物之義ハ其 儘被仰付候様ニ相願候へ共、相叶不申候ニ付、下値之値段ニテ 買立由度被相願申候處、壱才拝領物之分値段百匁くらいニ被仰
右之通りニテ御立被遊候跡、興長寺尚も御出被成候、并ニ檀那 中兩寺惣代として上下持參りニテ五六人被参候、扱ミ其跡寺内 之さむしさ當方ニくれ申し候	内八十匁くりい作事ニ引	与三郎 五郎平 弥三郎 与二右衛門 太四郎	夜泊リニテ八日昼時々皆ミ御替り被遊候
扱遊行上人様六月一日八ツ時ニそふれい御座候処、当村々參詣 人多く御座候、且ツ又六月八日ニ興長寺本堂興徳院様初メ、其 外僧様方廿四五人六月七日湯嶋通りニテ御出被遊候、尤當ば書	内八十匁くりい作事ニ引	内八十匁くりい作事ニ引	として御壱人六月五日ニ御出被成候、六月七日御出被成候で壱

百三十七匁一分二厘
式貫武百十五匁六分七厘
内百五十匁
ノ二百廿二匁二分
ノ二百廿二匁二分
貰目 壱貫八百四十三匁四分七厘
□□□ 百五十五匁
二□メ壹貫九百五十七匁四分七厘
□□□ 次用入用
二百四十八匁六分三厘
十九匁
廿三匁六分
三百八十八匁二分三厘
廿三匁六分
取ノ 武貫三百三十七匁七分七厘
此四ツわり壹□二
五百八十四匁四分式厘
□□□廿五匁
六百九匁四分二厘
此ト西光院ニ出銀致吳候様ニ申候ヘ共、西光院承知不仕候、只
先年之遊行割合ハ、西光院ニ七十匁斗之心付ケニテ相済申候、

市左衛門 出
ふしん方米代引
白米九匁代引
御札棚出石引請入用共
官銀
出石夫二度
京都夫物料
同断入用
同所
御名主中
於 竹野村
文 峰 軒 (丸印)
覺
一 御札棚一具
一 ふみたい
一 数蓮(何角)
一 式疊臺
一 湯桶
一 小たらい
一 中たらい
壹ツ
壹ツ

此度之も左様ニ御心得被成可被下候
(割印) 壱通
一 急用状
右者遊行上人内御役僧興徳院迄急用申越候間、早々相達シ
候様頼入候 以上
五月廿九日
(丸印)

三、近世

一大たらい

一湯當

壹ツ

以上

富森三郎左衛門

一水こし さらし付

一か、桶

二ツ

亥五月廿六日

一風呂桶

一湯取桶

一ツ

竹野村庄屋

一高張 竿共

一手桶

一ツ

八郎右衛門

一幕ゆ

一三方

二ツ

御朱印 追觸 但シ箱入

一ろうそく

一さらし布

半反

因州鳥取御城下町役人江之御状

壹通

一右之通積渡し候者也、尤錢別三而相改可被請取候也

一竹野村役人中

五十丁

右之通り奉請取早刻順達仕候、尤墨附汚等無御座候

壹通

一右之通積渡し候者也、尤錢別三而相改可被請取候也

一亥 五月廿四日

道本恵右衛門

文化十二乙亥年

六月朔日明六ツ半時

一遊行上人御役者

一修領軒様

印

遊行上人御役者

修領軒様

印

申候、

遊行上人様、御先触併御宿付御書面之通、體受取早速組送不

覚

（解題）

本史料は文化十二年（一八一五）遊行上人・一空が但馬地方を巡錫したおりに、その対応、受け入れ準備体制、入用費などを認めた竹野村庄屋・福田八郎右衛門の控え日記である。体裁は縦二四・五（セント）、横一七・五（センチ）の明朝袋綴本で二四丁から成っている。

一空は出羽山形の人で、文化九年に第五十四代尊祐上人から遊行を相続した第五十五代の遊行上人である。同十二年四月、一空上人一行は越前国敦賀の西方寺から丹後国田辺城下（現・舞鶴市）に巡錫し、さらに五月には但馬国出石に到着、次いで同月二十五日に豊岡九日市村の西光寺に本陣を構えた。この間、豊岡における一空上人に関する史料には出石藩の『御用部屋日記』や『鳥井家公私之日録』、『由利家公私之日記』（『豊岡市史』史料編上巻・収録）が知られている。これら諸文献によると一空上人一行はおよそ六〇人で、その内、修領軒・洞雲院・興徳院・東陽院など僧衆方五六人が随行していた。竹野村では福田八郎右衛門をはじめ、金原村、森本村、奥須井村、林村、御又村、切浜村、土生村、本見塚村の各庄屋たちが先例の古記録を参照して談合を重ね、着々と準備体制を整えていた。ところが一空上人は、文化十二年五月二十九日に豊岡西光寺で発病して

死去した。『遊行上人御通行諸日記』は、その知らせを受けた竹野村の狼狽、落胆ぶりが知られて興味がつきない。このように本史料は一空上人の但馬廻國に関して、竹野村における準備から次の巡錫地であった因州鳥取城下に先触を通達するまでの様子を詳細に記録したもので、近世村落の動向を伺い得る貴重な一件史料として、今回はじめて全文を翻刻するものである。

但馬地方には近世の歴代遊行上人として、四十一代独朗・四十六代尊証・四十九代一法・五十代快存・五十一代賦存・五十二代一海・五十三代尊如・五十四代尊祐・五十五代一空・五十六代傾心・五十七代一念の巡錫が知られており、このうち、竹野町に所在する記録として快存および一海に関する『日記年代記』（有末兵助旧蔵）、傾心に関する『細田平四郎日記』（細田昌藏・『福田八郎右衛門日記』（福田敏雄蔵）に断片的な記載がある。

また但馬地方には、尊証に関する『諸色覚日記』、快存に関する『遊行上人様御巡錫諸事覚書』（西村家文書）、賦存に関する『遊行上人一件覚書』、一海に関する『遊行上人様御通達諸事覚帳』・『遊行上人様御用之覚』、尊如に関する『遊行上人様御發駕御送人足割何角覚帳』・『遊行上人一件諸色割合入用帳』・『遊行上人通行諸記』、尊祐に関する『遊行上人様通行日

記』・『遊行上人御順國ニ付御供人足割村々小前遣訳覚帳』・『遊行上人御通行人足仕訳帳』・『遊行上人御通行止宿人馬言上』、傾心に關する『由利家公私之日記』・『遊行上人御通行に付諸人足遣訳帳』など、各遊行上人の巡錫史料が残っている(『豊岡市史』史料編上巻、神谷賢道氏「時宗・徳川中期の遊行」参照)。

江戸時代における遊行上人の廻国は、各村における人馬・人足徵發權を有した幕府の朱印状を携えた権威化した巡錫であったが、今日、全国各地の村々には、このような公儀巡見使にも匹敵するような遊行上人を迎える際の記録が遺存していることが知られるようになった。今後はこれらの史料群を全国的規模で蒐集、分析、検討し、併せて時宗本山清淨光寺藏『遊行日鑑』と比較・参照すれば、時宗史研究は勿論、日本佛教史研究に寄与するものと思われる。

(根井 浄)

5、竹野浜北前船関係史料摘要

5、竹野浜北前船関係史料摘要

(1) 〔福田八郎右衛門文書〕（文政二十六年、竹野・福田敏雄藏）

(A) 乍恐御内々御届奉申上口上覺

奉願上候。以上。

文政四年

美含郡竹野村

巳九月

岩田源太郎様

庄屋 八郎右衛門

一、当村牛飼之子供、牛を引候而加鳴山下夕野飼仕罷有候処、船沖之方々怪敷箱物流寄候を見付、段々寄来ル見申候処、船

手相用候懸硯と申箱にて嶋端ニ打揚候を拾ひ取、直様村役人方江持届候ニ付、村役人并荒増之分立会相考候処、先月十五日大荒之節諸方船手方極夜沖辺々数百艘破船又者柱切等御座候評判御座候。決而其比破船之品と相見申候。掛硯右立会者共相改見申候処、帳面壹冊算盤之裏ニ木谷与兵衛

ト御座候得共、國所出無御座ゆへ、相訛り不申書付類數多

前書之通遣御役所内々御達申候処、急キ沖ノ浦御番所江相届ケ候様申來り候故、左之趣相達申候処延引ニ相成候故、御番所代柳太夫殿大キニ御立腹被遊候処、入内庄屋中相頼御挨拶被成下候て左之趣ニテ事済致候。

(B) 奉申上一札之覚

一、先月十七日ニ当村方牛飼子共、〔供〕床島山〔賣〕招へ牛飼ニ參候

處、冲々流寄候物拾揚早速庄屋江持届候処、折節庄屋役用二付御城下へ被罷出留主内之義ニ付、銘々井ニ村方有増之者共立会相改、庄屋帰村相致居番所様へ御達之義も、庄屋留主已而ニ心寄御見分不相願我併ニ見届キ其後廿三日ニ庄屋帰村ニ付右之初末早速可申達等、廿五日氏神祭礼ニ付不斗相捨置候而右様之義ニ付漸々当月朔日ニ御達奉申上候処、達延引其上御見分茂不請取聞相改候段、御察當御咎被領主様江相願、御役所之御添書申請々取ニ参り候義も難斗候ニ付、乍恐御内々御届奉申上候。宜敷御含置被成下候様仰付候処、一言之申訛無御座次第奉恐候。殊々浦辺一

寄物早速相達候段、被御念人御廻ら茂御座候^(ママ)、右様之取斗一言之申訳ヶも無御座、御番所様右初末具ニ

御

上様江御達之趣被仰聞御尤ニ奉存候得共、右様願御達候てハ竹野村重々申訳無御座候ニ付、何卒各々様厚ク御願被成下御立腹之段御免被成下、御達延引我伊ニ相改候段ハ有

の

の伊ニ御達有之共、何卒^ノ御番所様^ノ御上様表宜敷御取次被成下候様、幾重ニも御願被成下度奉願候。以来之義ハ、

の

聊之寄物たり共、早速御達可申上段古來^ノ被仰付候。此度被仰聞其上浦辺一流不縮之他具ニ被仰付、是又逸々御尤至極ニ奉存候間、以來被仰聞之趣奉畏候。此度不調法、何卒御免被成下様奉願上候。以上。

文政四年

巳十月

竹野村組頭

清左衛門

預り申寄物一札之事

同断

懸覗此内ニ

壹ツ

古金小判

數式拾壹^(ママ)

新吹小判

同六拾壹^(ママ)

數

武朱銀

同六ツ

銀小玉

同八ツ

右前文之通、竹野村役人中銘々共厚ク被相頼候ニ付御願

申上候。若し此義御取次被成下、御上様^ノ宅所様^ノ御察當

御座中^(ママ)て乍不郡連銘々罷出申開可仕候間、何卒御上様表宜敷御取次キ奉願上候。以上。

巳十月

浦上村庄屋

与右衛門

上ノ浦村庄屋

吉郎右衛門

五平次

右之通りにて漸々事済致候て、則寄物預り書付左之通り。

御番所様

三ヶ村
御庄屋中様
庄屋
八郎右衛門

ノ此分錢貫打達壹ツ二人有り。

5、竹野浜北前船関係史料摘要

二歩金	数	壹ツ
壹歩金	数	三ツ
弐朱銀	同	壹ツ
銀小玉	同	九ツ
同形式拾壹ツ		
此分しの飛箱ニ入有り。		
ばかり		
算盤		
さしやく		
いんにく入		
印籠	但し緒なし	
硯石		
大数	七本	
蠟燭	小々	
くす	五十本	
万覚帳		
買物出付		
七嶋仕切		
さつまいも仕切		
きぬふくさ		
壹ツ	壹面	壹くくり
壹本	壹面	
壹本	壹面	
壹ツ	壹ツ	
壹ツ	壹ツ	
壹ツ	壹面	
壹ツ	壹ツ	
羅紗紙人		壹ツ
但し紫縮緬ふくさ二入有り。		

右之通、九月十七日ニ当浜江打寄拾揚候。御差団被成下候
上撻ニ奉預り候。為其村役人拾主孫七郎五郎作印形仕差上
申候。上其少茂相違御次カ無座候。一札依而如件。

巳十月

拾主 孫七郎作

同断 組頭 五郎作

同断 義平 清左衛門

庄屋 八郎右衛門

御番所

太矢什藏様

(C)

弥御無事一段有候。然ハ、加州ヲ別紙写し添簡を以受取罷
出候由太矢什藏より申出候ニ付、丹生御番所へ持參什藏立
会候上夫々相渡し様、尤請取書取可差出旨被仰談候。いさ

い者、什藏へ申談置候条承知可被申候。以上。

午二月十日

岩田源太郎

仙石美濃守様御内
御役人中様

猶以本文之一件二付、彼是御届砌之至悉存候。勾。

竹野村
庄屋八郎右衛門殿

(D) 午恐口上書之事

一筆致啓達候。先以弥御堅固御勤達現重存候。然者、加賀守領分加州石川郡栗崎村藤右衛門沖船頭与兵衛所持之掛硯等、其御領分美含郡竹野村沖合へ流寄候を、同村孫七郎せかれ兵藏等ひろい帰り、直様村役人方へ断出し旨にて、右之趣御留主居依田助太夫殿等々加賀守留主居へ申来候段、江戸表々申越候。依而夫々乃穿鑿候之処、去已八月隠岐国沖合三て破船候右藤右衛門持船沖船頭与兵衛所持之品三て破船之節致し流失候義相違無之二付、其段重役之者江相達置候処、請取人差向候様申談有之候。同茲右与兵衛せかれ与三郎ニ村役人相添、竹野村迄各々差向申候間、猶更引合之上掛硯等夫々引渡し候様、御申渡有御座度如此ニ御座候。勾。

文政五年

加州栗崎藤右衛門代

壬正月廿一日

松平加賀守内

永原覚

山森雄次郎

柴山御番所

一、去八月十五日大風ニ冲ニ而出遂破船仕候。然ル所、船頭与兵衛用候掛硯同九月十七日ニ竹野村へ漂着仕候所、竹野村兵藏殿文藏殿御見附、直様村御役人衆中江御届ケ、村御役人中々柴山御番所様并ニ船役權左衛門殿沖ノ浦村庄屋五平次殿江御任せ被下候処、御番所様今出石表御役所江御達被成下候処、御役所々加賀御役所江御通書被成下、加賀御役所々藤右衛門江御談事被下、其上御役所々之御状貰此度罷出候所、遺御吟味之上別紙之通御引渡シ被成下難有奉存候。御番所様之御取斗、竹野村之御叮嚀之段手紙難紐難有奉存候。右之趣、加賀御役所江具ニ可申上候。此義ニ付、向後申分無御座候。為後日之一札、依而如件。

午二月十三日

同村役人 善七郎
印 善兵衛

太矢什藏様

未ノ九月ニ受喜左衛門ヲ以て

大坂買物ニ遣し申候

残り金子四拾八両三歩 両かへハ六十一匁五分かへ
小玉三拾武匁四分 惣金ニ御座候分

(E) 覚
一、掛硯
一、判金
一、同

壹ツ

一、掛硯
一、判金
一、同

壹ツ

一、掛硯
一、判金
一、同

壹ツ

一、武朱金
一、小玉

六片

一、武朱金
一、小玉

六片

一、武朱金
一、歩金

壹ツ

四分九厘村取也

右之通、此度御渡シ被下懽ニ請取申候。以上。
文政五年

午二月十三日

加州栗崎藤右衛門代

善右衛門代印

同村役人

善兵衛印

柴山御番所

太矢什藏様

(解題)

この史料は、「通史編」(論文編)に紹介してあるものである。

詳細な内容は、そこで触れたので省略するが、文政四年(一八二二)九月十七日に、竹野村の牛飼いの子供一人が、賀崎海岸に五〇両余入った懸硯(船箪笥)が打ち上がったのを拾つた。それから村役人に知らせ、持ち主が加賀国石川郡栗崎(現・石川県金沢市)の木屋藤右衛門船の物であることが判明した。

そこで、持ち主へ返却したい旨藩の役所・沖浦船番所へ届け出るのであつた。しかし、番所では届け出が遅れたことで立腹しているので(A史料)、文政四年十月三カ村の庄屋の奥書を添え、改めて番所へ報告と証状を入れ、藩へ宜しく取り成しを依頼している(B史料)。

その内、文政五年(一八二三)正月二十一日に、持ち主在住

の加賀藩役人から出石藩役所へ、確かに隱岐で破船した藤右衛門船の物で、関係者が竹野へ受け取りに来るから宜しくとの書簡が届いたという報告が、二月十日藩から竹野村へあった(C史料)。

そして、二月十三日藤右衛門の関係者が、これ等の品物を受け取り、番所へ御礼とともに今後はこの件について、何の異議もないとの口上書を提出している(D史料)。なお同時に、五〇両余の受け取りと、この一〇分の一の五両余を報酬として渡している(E史料)。

以上のように、(A)の拾得物発見史料から、村役人→船番所・出石藩役所→持ち主の在住の加賀藩役人→持ち主、そして(E)の拾得物受け取り史料まで、一括して揃つており、当時の拾得物・海難事例の法的手続きが知れ、法制史上からも貴重なものである。

なお、木屋藤右衛門は、加賀の豪商で埋立開墾の毒物事件に関連し、獄死した有名な銭屋五兵衛とともに、二、三〇余艘の船を所有する廻船業者であった。

(菊池武)

(2)『福田八郎右衛門文書』(文政六年十二年、竹野・福田敏雄蔵一筆致啓上候。秋冷之節弥御安全被成、御勤現重奉存候。然

5、竹野浜北前船関係史料摘要

ハ、当酒田湊支配台町、問屋七右衛門宿船御支配竹野船頭新

右衛門義、先月十六日当湊江入津いたし候所、右船水主之内

助七与申者、同十九日乞傷寒之症相顕候に付、船中并船宿

七右衛門附船等相談之上、早速桜井道秀与申医師相頼、色々
薬用為仕候得共、次第二病氣差重候ニ付、坂野因貞佐藤葛藏
相招色々手を尽し候得とも、養生不相叶當十五日之夜五ツ時
頃病死仕候段、宿七右衛門方々申出候ニ付、早速役筋江申達
候所、懸り役人中被差出、助七死骸見分在之候処、病死ニ紛
無御座候ニ付、病中取扱之始末等船頭新右衛門水主甚右衛門
并船宿七右衛門附船宿共、一通相尋候所、前後之次第相違無
之、外ニ疑敷義茂無御座候。之右助七死骸者、客件禪宗持地
院境内江土葬ニ取仕舞申度趣、船頭新右衛門願申出候ニ付、
是又役筋江申達候處、願之通死骸取仕舞被申付候。助七病死
之始末、私々書面を以後御意吳候様、船頭新右衛門申出候間、
如此御座候。右様御承知可被下候。

右可得ル意、如斯御座候。恐惶謹言。

八月廿日

庄内酒田湊

名主

(3)『福田八郎左衛門文書』(大阪府枚方市・福田安弘藏)
一筆致啓上候。秋冷之節御座候得共、愈御安全被成御勤弥重之
御儀奉候。然者、其御地竹野浜直乗船頭忠右衛門船、先月十
五日国元出帆當湊江同月廿八日入津仕候處、右水主之内長治郎
与申者病氣ニ付、直様船場町小宿太郎右衛門与申者へ差置、其
折々大宿七左衛門并長治郎從弟相水主清太郎等相談之上、本間

但州竹野

庄屋伊左衛門様

(解題)

この史料も、前掲同様論文編に掲載した。次の(3)の史料と関
連するが、他国で病死した船乗りの発病から死亡、そして埋葬
に至る経過と、地元の役人の検死などの様相を、酒田湊名主か
ら竹野の庄屋へ知らせてきた文政十一年(一八二六)八月二十
日付書簡である。

七月十六日、竹野の廻船が酒田湊へ入津した。しかし、水主
の助七が傷寒(腸チフス)に罹り、船宿で数人の医師を頼み看
病したが、その効もなく八月十五日死亡した。早速、船宿から
役所へ届け出て、遺骸の見分が行なわれ、埋葬も許可され葬つ
たという確認報告である。

(菊 池 武)

意仙与申医師相頼、服薬為致候任少しハ心能様子相嘶候間、若

ひ者之儀無間も快方ニモ至リ可申与清太郎看病罷在、船中代ル

但馬国
竹野浜

〈看病罷越、大宿小宿も厚ク取扱候へ共、次第二相重り候様

子ニ付、一度ハ全快為仕度、尚又桜井道秀も相頼、色々療養差

加ヘ候得共、不相叶当月八日暁病死いたし候旨、宿七右衛門ハ

注進申出候ニ付、其向役人被罷出死骸見分之上、大宿小宿ハ勿

論、船頭忠右衛門并水主共迄遂吟味候處、外ニ疑敷次第も無之

病死ニ相違無之候。死骸取片付之義も願被申出候ニ付被聞済、

當所淨土宗淨德寺境内江土葬ニ仕候旨被申出、前条之始末國

元江為証拠文通之儀船頭忠右衛門宿七右衛門促々願出候ニ付任

願得御意候。右之趣御承知可被下候。船頭忠右衛門并水主之も

のとも其御地江致着船候ハヽ、同人共々も御聞取可被下候。右

可得御意、如斯御座候。恐惶謹言。

羽州庄内酒田湊

大庄屋

渡辺直左衛門

九月十八日

年寄

信（花押）

利（花押）

この(2)(3)の史料から思い出させるのは、庶民が旅行や商用で通行証なる『往来手形』のことである。

これには、病死の場合はその土地の作法による処置と、つい

（解題）

これも、論文編で考察したものであるが、(2)と同様九月十八日付の酒田湊での病死報告書簡である。年代不詳であるが、この(2)の中で治療した同名医師も出てくるので、近い年代のものであろう。

八月二十八日、竹野浜直左衛門の水主長次郎が病氣に罹り、船宿で医師数人を呼び看病して、一時快方に向つたが、その後次第に重くなり九月八日に病死した。直ちに、(2)と同じく役所への届け出と検死、船宿・船頭・水主などの取り調べがあつて、当地の寺院へ埋葬したという。こうした始末を、酒田湊の大庄屋・年寄が、竹野村の役人へ船頭や船宿の依頼により、証拠として送つてきたというものである。

この(2)(3)の史料から思い出せるのは、庶民が旅行や商用で他国へ出る時、必ず携行する旅行許可と身分証明を兼ねた関所

5、竹野浜北前船関係史料摘要

での時故郷に一報頂けるよう認めである。当時の客死に対する届け出→検死→埋葬許可→故郷への報告という、これまた(1)の史料同様、『往来手形』を裏付ける法的手続きが知れる。また、論文編でも指摘したように、ここでは他の場合と違つて、莫大な積荷を運ぶ廻船の乗組員という特殊性があつた。つまり、乗組員の死亡は、廻船と絡んでの犯罪的行為ではなく、間違いなく病死であるという、証明のにおいもして興味あるところである。

ともあれ、竹野浜の北前船関係史料は、『通史編』『民俗・文化財・史(資料編)』で出来るだけ紹介するように努めたが、これらも紙面の都合で限界があり、未使用のものも多く残つた。また、かつて北前船に携わった船主・船乗り家に、未公開の史(資料)も多いとのことである。

幸い、平成四年四月竹野町浜岡に、種々の施設を備えた「北前館」が開館される。この中に、北前船展示室・北前船資料展示ホール・資料室・海洋ホール・海洋学習室も設けられるので、北前船関係史(資料)が収集・保存・公開され、館の内容充実とともに、今後竹野浜の北前船解明に役立つことを切に希望するものである。

あたかも、最近世界情勢の民主化と、雪解けムードと相俟つ

て、環日本海新時代への到来という期待は大きい。かつての日本海のように、世界に向つて再び人・物・文化の交流が活発化する時期も間近いであろう。

(菊池 武)

四、民俗

1、竹野相撲甚句

踊り方

右足を前に出して二度踏み、二度目は体重をかける。

左足で同じく繰り返す。

右足で同じく繰り返しながら右回りに進む。

左足をあげて、拍手二回。

右足をあげて、拍手一回。この時中央をむく。

右足を後に踏み、左足を後に踏み、右足を後に踏んでさがる。以上を繰り返しながら土俵内を右にまわる。

甚句

揃うたやー エー 揃いましたよ 誰方も揃うたよー トコドスコイ

揃うたらー エー ボツツ 文句にやかゝるよー トコドスコイ

今日の角力は東西の関取衆の取組でホイ

朝からどん／＼つめかけて

へ南に（皆な見に）北（来た）ではノーホホイエー

ないかいなエートコ ドスコイ

合の手

甚句

西行やー エー はじめて 東に 下るよー トコドスコイ

熱田のお宮に参詣してそこで西行が申すにはホイ

こんな涼しいお宮をば誰が熱田と名を付けたホイ

聞いて神主とんで来てこれ／＼西行や何を云うホイ

物に例えて云うなれば一羽の鶏でも二羽鶏とホイ

一つの箱でも重箱と一本立ててを線香とホイ

一つ食べても雲頭と云えば西行は理につまりホイ

＼ 猫にさ紙袋でノーホホイエー 後づさるよー トコドスコイ

甚句

角力に負けても怪我さえなければや今夜は私が負けて

あげよう ドスコイ

合の手

今度やー エー 横町に豆腐屋が出来てよー トコドスコイ

その又豆腐の申すにはわし程因果な者はないホイ

朝は早うから起されて水責め火責めはいとわねどホイ

合の手

角力とりや手でとる足でとるホイ 按摩は五錢のつかみどりホイ

お寺の坊主は丸どりだよー トコドスコイ

1、竹野相撲甚句

一丁二丁の切り賣りであとに残りしオカラまでホイ

一錢二錢のつかみ売りこの親何処じやと尋ねたらホイ

「親はさ島でノホホイエー豆で御座るよートコドスコイ」

合の手

土俵の砂つけ男を磨き錦を飾りて母待つ国へ

さらばここらで文句を変えていつも変らぬ角力とり甚句ドス

コイ

甚句

鶴亀の一エ一夫婦喧嘩を皆さんに聞けばよートコドスコイ

合の手

鶴が亀に申すには首が長うて嫌なのかホイ

体が白うて嫌なのか足が細うて嫌なのかホイ

亀が答えて申すには首が長うて嫌じやないホイ

体が白うて嫌じやない足が細うて嫌じやないホイ

昔古言の云う事にや鶴は千年亀万年ホイ

お前の死んだるその後の

「九千年のヤモメ暮しがノホホイエー情ないよトコドスコイ」

合の手

何處さの國でも石橋やかたいもんだよ一荷の水でも

チャボつきや こぼれるドスコイ

甚句

咲いてや一エ一見事な桃山御殿よートコドスコイ

枝は伏見で葉は淀で花は浪速の城で咲くホイ

私とあなたと咲く時は書院ついたる奥の間でホイ

色々咲き様はあるけれど南瓜かぼちゃのゆりもちやげホイ

それでも殿御の気に入らにや

「カモノのさ入れ首でヨーホホイエー羽交締めよートコドスコ

イ

合の手

人の女房と枯木の枝はのぼりつめたら末恐ろしや

親子は一世で夫婦は二世主従は三世で間男は四世四世（ヨ

セヨセ）

甚句

竹野のや一エ一一番長者の娘よートコドスコイ

嫁入りさせようとの事決り簞笥七棹長持八棹に

琉球包みが三荷ある枕屏風にや蚊帳そえてホイ

これ程持たせて嫁るからにや必ず去るなよ去られなよホイ

コレコレ母さんそりや無理よ娘が答えて云うことにホイ

物に警えて云うならば東が曇れば風とやらホイ

西が曇れば雨とやら千石積んだる船でさえホイ
港を出るときやまともでも風手が悪けりや又戻るホイ

私じやとてもその通り嫁つた先の人様さまやホイ

まだく大事な婿様にここを半期と一年とホイ

肌身許して添うてみて

へお気にサ入らにやきやヨーホホイエー私戻るよートコドス

コイヽ

合の手

七間ななま小間こま中米倉売つてもよいカカアもつたら一生の得だよ

親達喜ぶ親達どころか草葉の陰から先祖が喜ぶドスコイヽ

甚句

瀬田のやーエー唐橋唐金のぎぼしよートコドスコイヽ

昔天下の御普請に橋析櫛桶はしざくさくとうコーランで船を造りし夢を見

たホイ

柱は白金艤は黄こね金船に積んだは金黄玉ホイ

大黒様は舵をとり御恵比須様は帆足とるホイ

萬の宝を荷に積んで面舵取舵ヨーソロとホイ

竹野の港に着いたなら今日の相撲は鶴と亀ホイ

ヘ松竹梅だよノホホイエー御目出度いよートコドスコイヽ

合の手

富士の白雪朝日でとける娘島田は寝てとける
さらばこらで唄の文句変えていつも変らぬ角力とり甚句ド
スコイヽ

甚句

昨庭やーエー横町でせんのカカアに出会あうてよートコドスコイ

ヽ

おカカア豆なか達者かな達者であろうとあるまいとホイ

三年前にひま貰うてその時や難儀なんぎをしたけれどホイ

今では立派な亭主もち可愛い坊ぼうさえ出来ましたホイ

お前に苦情を云うなれば山に木の数茅かわやの数ホイ

一里白浜砂の数一反烟の罌粟けいしの花ホイ

花咲きや実がのる種の数皮瓣ひはんかこうとかさかこうとホイ

へお前さんのお世話にヤノホホイエーなりやせうまいねトコ

ドスコイヽ

合の手

障子開ければ土俵場どひょうばが見える可愛い闘取り砂まぶれトコド

スコイヽ

甚句

凡そやーエー世の中あの川つくしよートコドスコイヽ

日本にや川が多けれど東京にあるのが隅田川ホイ

1、竹野相撲甚句

大阪にあるのが淀川で京都にあるのが賀茂川でホイ

東海道にや天龍川越すに越されぬ大井川ホイ

南朝の忠臣楠が討死したのが湊川ホイ

お半長右衛門桂川ドンドン鳴るのが牛の皮ホイ

ピンピン鳴るのが猫の皮

芸者の云うこと嘘のかわホイ

その又嘘に騙されて

へうかうかのるのがノーホホイエーこけのかわよートコドスコ

イヽ

合の手

女の木のぼり特なもの下から見れば傷だらけー

鉄砲傷やら刀傷トコドスコイヽ

甚句

うちのやーエー親父は丁半が好きでよートコドスコイヽ

丁と張つたら半が出る半と張つたら丁が出るホイ

丁と半との手違いで昨日参両負けましたホイ

今日も参両負けました家に帰つてこれカカアよホイ

ふんだりけつたり叩いたりそこでおかかアが申すにはホイ

これこれ申しこちの人私じやとても梅が枝のホイ

手洗鉢じゅあるまいし叩いてお金は出りやせまいホイ

時節待つならヨーホホイエー出るわいなえートコドスコイ

合の手

越中で立山加賀では白山 駿河の富士山

三国一だよ ドスコイヽ

甚句

讃岐のエーんびら金毘羅さんと甲斐の身延さんがよートコドスコイ

ヽ

奈良の大仏たずねあて お金を貸して下さいとホイ

二人揃つて頼んだが大仏さんの申すにはホイ

お二人さんには金貸さぬそりや又何故かと尋ねたらホイ

金毘羅さんは讃岐なり身延さんは甲斐の国ホイ

へさすれば甲斐讃岐ではないかいなートコドスコイヽ

合の手

ヤグラ太鼓にふと目をさまし明日はどの手で投げてやろドス

コイヽ

甚句

西郷やーエー隆盛下駄屋の店ですよートコドスコイヽ

亭主手許によび寄せてこの下駄代価はいくらかとホイ

云えば亭主の云う事に台は拾と五錢ですホイ

値段はよいが名はなんと問えば亭主の申すにはホイ

台は桐生の利秋はなわで鼻緒は新はなわばん村田織おりホイ
表は篠原本表ささもとひら 鉢はなわは西郷のかくし鉢はなわホイ

聞いて西郷は喜んで

〜あればみな出せ〜ホホイエー買うてやろうトコドスコイ〜

合の手

ヒヨウタンばかりが浮きものか私の心も浮いてきたトコドス

コイ〜

甚句

凡そやーエー世の中あの山づくしよートコドスコイ〜

山に名前は多けれど天下の險は箱根山ホイ

伊豆の大島三原山りんごの津軽は岩木山ホイ

ガマの油の伊吹山 煙たなびく浅間山ホイ

千本桜の吉野山

紅葉で名高い嵐山 山陰道では大山かホイ

その他数あるその中で甲斐で見るより駿河すゑのがよいホイ

三国一の富士の山

〜おらがの竹野で〜ホホイエー賀嶋山よートコドスコイ〜

合の手

ヤブから蚊が出る池から蛇が出るねえざん股から真赤な血が

出る その血が止まれば産後の悩みだドスコイ〜
恋こいとやーエー云うゆま病びがお医者でなおりやよートコドスコイ
甚句

八百屋お七は殺しやせぬ その又病をなおすにはホイ

二つ枕に三ツ布団六枚屏風を立てまわしホイ
上からウン下からスン ウンとスンとの掛声で

〜汗かかなきや〜ホホイエーなおりやせぬよートコドスコ
イ〜

合の手

田舎のねえさん尻拭きやわらでも簪かんざしや銀だよドスコイ〜
甚句

凡そやーエー世の中かんかんづくしよートコドスコイ〜

みかんきんかん酒のかんぱくちに問男そりやいかんホイ

冷さわたい女めのごはキがいかん田舎の女中は気がきかんホイ

親の云うこと子はきかん

〜角力とりや裸で風邪ひかんよートコドスコイ〜

合の手

男が良ようて金持で それに女が惚れるなら
奥州仙台陸奥の守何故に高尾が惚れなんだトコドスコイ〜

甚句

裏の畠にエーなすびを植えてよートコドスコイ／＼
お前なる気か ならぬ気か 私しやなる氣でいるけれどホイ
＼お声がかかりやな／＼ホホイエーなりやせぬよトコドスコイ

合の手

せつかく馴染んだあの娘まで 泣きの涙でふりすて
今日はお別れにせにやならぬ 思えは涙がバラリバラリドス
コイ／＼

甚句

今度やーエーこのたび当所の相撲でよートコドスコイ／＼

御畠衆や見物衆いかい御世話にやなりましたホイ

今年はこれにて千秋樂又来る年もとる程にホイ

御畠衆や見物衆追いおい熱うにやなりますでホイ

飲みもの食いもの気を付けて悪い病にやならぬようホイ

又来る年の大相撲にや今年に変らぬ御畠を

＼一重に御願いノーホホイエー 奉るよートコドスコイ／＼

合の手

処は上州館林（処は山陰竹野浜） 麦飯御飯の炊き置きは
一刻すぎたらパアラバラ

（解題）

四月二十五日、竹野浜の鷹野神社の祭礼に行なわれて奉納相撲の中入りに相撲甚句保存会の会員によつて披露されている。

甚句は俗謡の一種で、その名称については越後の甚九をうたつた越後甚句からでたとか、地方の民謡をさす「地じン句」から、あるいは神前に奉納する歌舞の意の「神供」からなどの説があるが、いまだ詳らかではない。浅野建二氏は、幕末のころから兵庫や大阪で流行つた盆踊り唄に長崎の呉服商えびや甚九郎の物語「えびや甚九」が、「甚九節」として全国各地に伝わったと説かれる。

これに対し、五來重先生は、七七七五の詩形や「上がり調の節が「どどいつ」と同じで、甚句という特定のものがないことや民間神樂あるいは田楽の中に「ずん（順）の舞」といい一人ずつ歌つたり舞つたりする形式があり、盆踊りにもこうした形式がみられることに注目され、甚句は輪になつて一人一人が一句ずつうたつていく形式をさす「順句」または「巡句」であるといわれているのは卓越した説と思われる。

竹野相撲甚句は、江戸時代末期、北前船の船員達によつて伝えられた秋田県の相撲甚句に、当地で興行された勧進相撲の甚

句が合わさつたものと伝えられ竹野独特の「節まわし」でうたわれている。

現在は中入りに力飯がふるまわれた後、行司を先頭に力士の土俵入りがあり、見物衆からの「所望 所望」の掛け声を待つて歌いながら踊る。

一人が一句ずつ順々にうたい全員で合の手をいれる。

踊り方は、前記した一種類のみである。ちなみに但馬・丹後・越前地方の甚句には、甚句と三つ拍子とか大踊りと小踊りなどと呼ばれる二種類からなつていて、竹野の場合は三つ拍子・小踊りに当たるものだけで踊られるのも特徴といえよう。

(山 田 知 子)

2、轟太鼓踊り（ざんざか踊り）踊り歌本

古代 太鼓踊唄

笠
ザカザットザンザカザットー工 ザントン ザンザカザット
ト、ザンザカザン

室町時代より轟
峯山蓮華寺に伝わる

太鼓踊唄

○ エーちんごは京のきのやの娘、ヒヨエーちんごは京のき
のやの娘
サンザカサンザカザットーザー ザットーザー ザンザカ
ザットーザ サッサー ザカザン

ヒヨ 絹織上手と早織上手と、ほめられた ほめられた
○ たけんだけおれども まだ日が高い、ヒヨ たけんだけ
おれども まだ日が高い

○ たけんだけおれども まだをれぬ、まだをれぬ たけん
だけおれども まだをれぬ まだをれぬ
サンザカサンザカザットーザ ザットーザ ザンザカサッ
トー、サンザカザットーザンザカザットー ザゾザーラン
ザカザットザンザカザット、ザーンザカザン ザカザン

もんどうをかけたる かきつばもどせ、咲たる竹にや 露が
うく 露がうく
○ ヤー大仙、お山、ヒヨー五穀のお山、ヒヨー大仙、お山、
ヒヨー五穀のお山
ヒヨー是りや又因幡に咲きおろす、ヒヨー是りや又因幡に
られた
ザソンコロンザカザット ザカザット

○ 峠の松としかけておいて、梅うめ梅とねとられた ねと
られた
ザソンコロンザカザット ザカザット

○ 近江の笠は着にくい程に、笠買ふて給ふや越後笠 越後
ヒヨー是りや又因幡に咲きおろす、ヒヨー是りや又因幡に

咲きおろす

○ ヤーハ因幡は名所 ヒヨー成る木にそろうて、ヒヨー因幡は名所 成る木にそろうて
ヒヨーいざさにぜぜが ヒヨーなりさがーる、ヒヨーいざさにぜぜが ヒヨウなりさがーる

○ ヤー白金のべて ヒヨー櫻にかけて、ヒヨー白金のべて
ヒヨー櫻にかけて

ヒヨー黄金の枡で ヒヨーぜぜはかーる、ヒヨー黄金の
枡で ヒヨーぜぜはかーる

ザンザン ザンザカザットー ザンザカザットー、エッサ
ザカサン サーザカザン

空たつ鳥はもどせば戻す、かへせばかへす 二度もどす
〔はれわ〕 (前へ出ル) ツンツンツン (後二下ル) ツンツ

ンツン (前へ出ル) ツンツンツン ザンザカザットー エ
○ やらやら見事の空見れーば、空見れば こんたにまぜり
の雨が降ーる、こんたにまぜりの雨が降ーる

○ 美保の関 美保の関 岩山ばなに出て見れーば、出て見
れば 館の舟やらやーをでつーく、やーをでつーく
サアーッサー ザントン ザカザン サーザカザン

○ ホー帆桂アヘ 帆桂アヘ 百姓のーせて、いかりをおー
ろし、伊勢のかがへとつーなぐ舟、つなぐ舟

○ 大国殿や小国殿や ほら桐の木八木殿や、雨が下をば三
度めぐりしよういや、しよういや おいなれおいなれ つ
らがおりすりや、ぱらりといな ぱらりといな
サー アッサー ザンザカザット、ザントンザカザン サー
ザカザントン ザンザカザットー

○ 甚九朗殿のお部屋を けさこそ見たが、甚九朗殿のお部
屋を けさこそ見たが、三桐窓に桐高の枕 長かたびらに
境帶 境帶

ザンザカザンザカ ザンザカザンザカ ザンザカザット
カッカラカッカラ カッカラカッカラ、カッカラカット

○ 基九朗殿の召したるあみ笠 そろへて見れば、そろへて
見れば 石あみ笠でやられもと やられもと

ザンザカザット ザンザカザット ザゾザゾン ザカザツ
ト ザソザソン

○ 基九郎殿の差腰もんどうを そろへて見れば、そろへて見
れば こぶしの帯が七重にまわる、むすびさけたよ やら
れもと やられもと

ザカザツ ザンザカ ザットー エ

2、轟太鼓踊り（ざんざか踊り）踊り歌本

◎ お庭のなごりはをしけれど、妙見参りて又もどる 又もどる

ザンザントン ザカザットン ザカザットン ザカザントン
ン、ザンザカザット ザンザカザット ザンザカザンザカ
ザンザカザットー工 終り

◎ 太鼓踊替唄

○ 天竺の御所のお庭へ お庭へ、御所の小鷹が巣をかけて巣をかけて

○ 天竺の社団殿は天下一の蔵持ちなれば、八棟建てて波うつ中を、波うつ中を、波うつ中を 御茶津に参りし旅人 旅人

○ 旅人や鷹の巣を参せ、恋する姫に見しよまい 見しよまい 終り

昭和三十三年三月
三十日 佑齋写之（本名 山根確治）

古代太鼓踊唄

太鼓之符図

山根写之

○ お庭のなごりはをしけれど、妙見参りて 又もどる 又もどる

ザンザントン ザカザットン ザカザットン ザカザントン
ン、ザンザカザットー ザンザカザットー ザンザカザンザカ
ザカ ザンザカザットー

前へ出る

後ろへ出る

（はれわ）ツンツンツン ツンツンツン ツンツンツン
○ やらやら見事のそいらみれば 空見れば、こんなにまぜり一の あーめがふーる 雨が降る

（サアッーサー）ザントン ザカザン サーザカザン、
(サアッーサー) ザントン ザカザン サーザカザン

○ 美保の関 美保の関 岩山ばーなに出て見れば、出て見れば、館の舟やら やーをでつく やーをでつく

（サアッーサー）ザントンザカザン サーザカザン、（サアッーサー）ザントンザカザン サーザカザン ザシートン ザシートン ザンザカザットー

○ 帆桂へ 帆桂へ 百姓の一せて いかりをおーろし、伊勢のかじへとつーなぐふーね つーなぐふーね

（サアッーサー）ザントンザカザン サーザカザン ザカザン、ザントン ザントン ザンザカザットー

○ 大国殿や 小国殿や ほら 桐の木八木殿や、あめが下をば 三度めぐり しょういやー しょういやー、おいふれおいふれ つらがおりすりや、ぱらりといふ ぱらりといふ

ザンザカザットーエ ザンザカザットーエ

○ 茎九郎殿のお部屋を けざこそ 見たが、甚九郎殿のお部屋を けざこそ 見たが、甚九郎殿のお

部屋を けざこそ 見たが、三桐窓に桐高の枕 長かたび

らに境帶

ザンザカザンザカ ザンザカザンザカ ザンザカザット、カッカラカッカラ カッカラカッカラ カッカラカットザンザカザット ザンザカザット、ザゾザゾン ザカザット ザゾザゾン ザカザット

○ 茎九郎殿の召したる あみ笠 そろえて見れば、甚九郎殿の召したる あみ笠 そろえて見れば、石あみ笠でやられもと 石あみ笠でやられもと

ザンザカザンザカ ザンザカザンザカ ザンザカザット、カッカラカッカラ カッカラカッカラ カッカラカットザンザカザット ザンザカザット ザカザット ザゾザゾン ザカザツト ザゾザゾン ザカザツ

○ 茎九郎殿の差腰もんどうをそろえて見れば、甚九郎殿の差

腰もんどうをそろえて見れば、こぶしの帯が七重にまわる、むすびさげたよ やられもと やられもと

ザンザカザンザカ ザンザカザンザカ ザンザカザツト、カッカラカッカラ カッカラカッカラ カッカラカツトザンザカザツト ザンザカザツト、ザゾザゾン ザカザツト ザカザツト ザカザツト

○ ヒヨー是りや 又因幡に吹きおろーす 吹きおろーす

(サアーヨイノサ) ザカザツトザ ザゾカケチツカタ チ

ツカタ、チツタタノザンザカザン ザンザカザンノチツタカター、チチタカ チータカタ チチタカタノチチータカタ チチタカタ、チツタカ チツタカ タカタカ タカタカ カ チツタカ チツタカ、チツタカター ノ ザンザガザンザゾ ザン ザン ザカザツトーザ、ザンザカザツト ザアントン ザカザカザンザカザツト ザカザカザンザカザツト、ザンザカ ザカザカ ザンザカザツト ザゾザゾ ザンザカザツト カザツト、エーアンザカザン サーアンザカザン ザカザン ヤー因幡は名所 ヒヨー成る木にそろえて、ヒヨウ因幡は名所ヒヨー 成る木にそろえて ヒヨウいざさにぜぜがヒヨー なりさがる ヒヨウ なりさがる

2、轟太鼓踊り（ざんざか踊り）踊り歌本

(サーヨーイノサ) ザカザット ザカザカザカ ザンザカ
 ザット ザンザカザット、ザンザカ ザカザカ ザンザカ
 ザット ザンザカザット ザアントン、ツツツ ツツツ
 ツツツ ツツツ サーヨーイノサ、ザカザットン ザンザ
 カザット ザンザカザット ザンザカザンザカ ザンザン、
 ザカザン ザカザカザンノチッタラブン ザズン チッタ
 ラズン ザズン、ザンザカザットー ザカザカザットー
 ザットー ザズザズー ザンザカザットー

○ ヤー白金のべて ヒヨーたすきにかけてヒヨウ たすき
 にかけて、ヒヨウ黄金の までヒヨウ ぜぜはかるヒヨ
 ウ ぜぜはかる

(サーヨーイノサ) ザガザット ザガザカザット ザンザガ
 ザット、ザガザット ザガザカザット ザンザカザット、
 ザガザガ ザガザガ ザンザンザット、ザンザカ ザガザ
 ガ ザンザンザット、ヌタヌタ ザンザカザット ザンザカザット
 ザンザカザット、ヌタヌタ ザンザカザット ヌタザンザ
 カザット、ザンザン ザンザン ザカザン ザカザカザン、
 ザンザン ザンザン ザカザン ザカザカザン、ヌタヌタ
 ヌタヌタ ヌタヌタ ザンザカザン、ザカザツ
 ト ヌタ ザンザカザット ザンザカザカ ザカザット、

○ 空たつ鳥はもどせばもどす かへせばかへす 二度もどす
 ザンザカザットー エ

○ ヤーこなたの お庭へホイ 踊が参るとや ヒヨ 一の
 門 開きホイ 二の門 開き ヒヨ 黄金の 扇(扉)
 を 打開き ヒヨ 打開き サーサッサッサーサー サー
 ヤー是れから 東をホイ さてながむれば ヒヨ是れか
 ら 東をホイ さてながむれば ヒヨ宝の 山が 打見
 ゆる ヒヨ宝の 山が 打見ゆる サーサッサッサーサー
 サー

○ ヒヨ一つの山へホイ 登りて見れば ヒヨ一つの 山へ
 ホイ 登りて見れば ヒヨ黄金 いさごが みつ見ゆる
 ヒヨ黄金 いさごが 密見ゆる サーサッサッサーサー
 トーエ、ザンザカザン、エイ
 ちんごは 京のきのやの娘 ヒヨエイ ちんごは 京の
 きのやのむすめ ヒヨウ絹織上手と ほめられたーほめ

られたー

サ ザンザカサンザカ ザットーザ ザットーザ ザンザ
カザットーササアサー、ザカザン

○ たけんだけおれども まだ日が高い ヒヨたけんだけおれども まだ
れども まだ日が高い ヒヨたけんだけおれども まだ
おれぬ まだおれぬ

ザンザカサンザカ ザットザザットザ ザンザカザットー
ザンザカザットー、ザゾザゾ ザンザカザットー ザンザ
カザットー ザアン ザカザン ザカザン

○ もんどうをかけたるかきつぱどせ 咲いたる竹にや露がう
く 露がうく

ザゾザゾ ザンザカザット ザンザカザット ザアントザ

カザン サーザカザン サーザカザン

○ ヤー大仙 お山 ヒヨウ五穀の お山

ザンザントン ザカザットン ザカザットン ザカザット

ン、ザンザカザットザンザカザット ザンザカザンザカ

ザンザカザット サイハラサイハラ

○ 向ふの山のなぐれを通れば 朝草刈が目をさまーす 目

をさまーす

ザンザカザンザカ ザンザカザットザンザカザット ザカ

ザンザカザットザンザカザット ザカザント

ザカザット ザンザカザットザンザカザット、ザゾンコロ

ン ザカザット ザゾンコロン ザカザットザカザット

○ 峠の松としかけておいて 梅うめ梅と ねとられーた
ねとられーた

ザンザカサンザカ ザンザカザットザンザカザット ザカ

ザカザットザンザカザット ザンザカザット、ザゾンコロ

ン ザカザット ザゾ コロズ ザカザット ザカザット

○ 近江の笠はきにくい程に 笠買ふて給ふや 越後笠

ザンザカサンザカ ザンザカザットザンザカザット ザカ

ザカザット ザンザカザット ザンザカザット、ザゾンコ

ロン ザカザット ザゾンコロン ザカザット ザントン

ザカザット ザカザット ザアント

○ 十七、八の梅の木のそばゑ 一の手をやればーしらりと
給ひ 重ねてやればーありがたく ありがたく

サーザツサツサーザカザンサー ザカザント

（解題）

山根久二氏が所蔵する二冊の踊り歌本は、もつとも克明に轟の太鼓踊りの踊り歌を記したものである。しかし、これらの小冊は、これまで民俗芸能関係の専門書のなかで紹介されていない。よって本章で、その全文を翻刻記載する。一冊には「古代太鼓踊唄」と、もう一冊には「古代太鼓踊唄 太鼓之符図 山根写之」と表書きされている。これらの踊り歌本には、太鼓の符が詳細に書留られており、轟の太鼓踊りがざんざか踊りの一種であつたことを証明している。さらに、収録されている踊り歌の歌詞を分析したところ、『閑吟集』や『松の葉』に見られる室町時代後期に流行した風流小謡が、当地の踊り歌に多く見受けられ、轟の太鼓踊り歌は古形を残す典型的な風流太鼓踊り歌とおもわれる。

（大森恵子）

参考文献一覧

- 『改訂綜合日本民俗語彙』（第一卷・第二卷、民俗学研究所、平凡社、昭和60年）
『愛宕信仰と地蔵尊—但馬地方を中心として—』『近畿民俗』（大森恵子稿、一一七号所収、近畿民俗学会昭和63年）
『雨乞踊りと八幡信仰』『民俗芸能研究』（大森恵子稿、第一〇号所収、民俗芸能学会、平成元年）
「因幡のキリン獅子舞」『獅子の系譜 庵踊と獅子舞』（山路興造稿、国立劇場事業部、昭和52年）
「疫病送りの諸形態—特に、民間芸能を中心にして—」『まつり』（大森恵子稿、四〇号所収、まつり同好会、昭和57年）
『万年青』（第一号、昭和52年）→第十四号（平成二年）、竹野学園文集、竹野町公民館・竹野町老人会連合会
『奥但馬の民俗—兵庫県養父郡大屋町大字筏』（昭和46年度調査報告、東京女子大学民俗調査団、昭和47年）
『鬼神谷窯跡発掘調査報告』（竹野町教育委員会、一九九〇年）
『翁の座 芸能民たちの中世』（山路興造著、平凡社、一九九〇年）
『踊り念仏の風流化と逆修信仰—特に、死者供養を中心にして—』『まつり』（大森恵子稿、五三号所収、まつり同好会、平成3年）
『甲斐の石造美術』（植松又次著、甲斐新書2、山梨郷土研究会、昭和53年）
『小森岡遺跡』（竹野町教育委員会、一九九〇年）
『三匹獅子舞の成立』『民俗芸能研究』（山路興造稿、第三号所収、民俗芸能学会、昭和61年）
『山内年中行事』（明治38年、兩界院文書）
『四国遍路研究』（近藤喜博著、三井書店、昭和57年）
『郷土史編纂誌』（切浜区）、郷土編纂取調書、明治45年）
『郷土研究』（九、竹野の語り伝えと竹野浜の文学、第二集、竹野郷土研究会、昭和51年）
『消えない昔の思い出』『万年青』（谷垣ひろ子稿、一〇周年特集号所収、竹野町公民館編、昭和60年）
『享保二十年七月『書上帳』（冨森一雄家文書）
『近世但馬の真言宗寺院と年中行事』『大谷大学史学論究』（豊島修稿、第二号所収、一九八八年）
『近世における但馬農民の靈場順礼』『沢田四郎作博士記念文集』（日野西眞定稿）
『校補但馬考』（桜井勉著、私立但馬聯合教育会、大正11年）
『児やらい』（大藤ゆき、民俗民芸双書26、岩崎美術社、一九七七年）
『子どもの民俗学—一人前に育てる—』（大藤ゆき、草土文化、一九八二年）
『山内年中行事』（明治38年、兩界院文書）
『四国遍路研究』（近藤喜博著、三井書店、昭和57年）

- 『柴山港漁業協同組合史』（前編、柴山港漁業協同組合、昭和58年）
- 『新保廣大寺』（竹内勉著、錦正社、昭和48年）
- 『巡礼の社会学—西国巡礼・四国遍路—』（前田卓著、ミネルヴァ書房、昭和47年）
- 「数珠繕り行事について」『万年青』（井越武三稿、一〇周年特集号所収、竹野町公民館編、昭和60年）
- 『菅江真澄遊覧記』（四、東洋文庫99、平凡社）
- 『村勢調査書』（奥竹野村）
- 『但馬海岸』（兵庫県教育委員会、兵庫県民俗調査報告5、但馬海岸地区民俗資料緊急調査報告書、昭和49年）
- 『但馬の民俗年中行事』（一、文教府資料、第二十八号、谷垣桂蔵著、兵庫県立但馬文教府、昭和43年）
- 『但馬の民俗年中行事』（二、文教府資料、第六十二号、谷垣桂蔵著、兵庫県立但馬文教府、昭和48年）
- 『但馬地方の地蔵盆と地蔵信仰』（大森恵子稿、一〇所収、近畿民俗学会、昭和62年）
- 『但馬地方の地蔵盆と地蔵信仰』（大森恵子稿、一〇所収、近畿民俗学会、昭和62年）
- 『太鼓の呪力—虫送りと御靈信仰—』（大森恵子稿、第四八号所収、まつり同好会、昭和63年）
- 『來遊雜記』（『日本庶民生活史料集成』第三卷、三一書房）
- 『遠くなつた草創の生活』（花房喜代次著、昭和45年）
- 『灯籠と盆踊り』（尋源）（大森恵子稿、第三九号所収、大谷大和58年）
- 『但馬の鶴岡・轟の獅子舞』（大森恵子稿、四三号所収、まつり同好会、昭和59年）
- 『但馬読本』（兵庫県立豊岡中学校郷土研究会、兵庫県立豊岡中学校、昭和14年）
- 『但馬の木地屋』（川見時造著、神戸新聞出版セントー、昭和61年）
- 『但馬国六拾六所地藏順札』（川見時造著、昭和49年）
- 『竹野町の文化財』（竹野町教育委員会、昭和63年）
- 『竹野町内石像遺物悉皆調査報告書』（山口久喜、昭和58年）
- 『竹野町史』（通史編）（竹野町教育委員会、平成2年）
- 『竹野町歴史年表』（竹野町教育委員会、昭和60年）
- 『竹野郷外史』（一）（四、竹野郷土研究会、昭和53・54・55・57年）
- 『竹野の神話伝承民話・民謡』（第一集）
- 『鷹野神社文書』
- 『大正初期の浜の子ら』（北条正次著、北条秀一、昭和51年）
- 『但馬方言』（中島貞一郎編、但馬五郡連合教育会、昭和6年）
- 『但馬ことば』（岡田莊之輔著、県立但馬文教府、昭和52年）
- 『但馬順札之日記』（温泉寺文書、『城崎町史』所収）
- 『但馬三十三所觀音巡礼記』（享保二年（『城崎町史』所収））
- 『但馬一方の民間芸能』（大森恵子著、浜坂町教育委員会、昭和52年）

- 学国史学会、平成元年)
「鳥追い行事と鳥追い芸」『民俗芸能研究』（中村茂子稿、創刊号所収、民俗芸能学会
昭和60年）
- 『中地区における社寺及び石造物とその周辺』（山田寿夫、中地区コミニティ連絡協議会、昭和61年）
- 『日本民俗学大系』（第四卷 社会と民俗I、平凡社、昭和24年）
『日本民俗学大系』（第六卷、生活と民俗I、平凡社）
『日本民俗学大系』（第九卷、競技・娯楽、平凡社）
- 『日本庶民生活史料集成』（第一七卷、民間芸能〈俗謡解題〉）
『日本民俗辞典』（大塚民俗学会編）
- 『日本民謡全集三関東・中部』（雄山閣、昭和50年）
『日本芸能史』（第四卷、芸能史研究会編、一九八五年）
『日本の方言地図』（徳川宗賢編、中央公論社、一九七九年）
『日本の地質』（六、近畿地方、共立出版）
「念仏芸能の成立過程とその諸類型」『大谷大学研究年報』（五
来重稿、第一四集所収、昭和37年）
- 『年中行事簿』文化五年（龍海寺文書）
『はじかみ郷土誌稿』
- 『兵庫県神社誌』（下巻）
『兵庫探検』（民俗編、神戸新聞社学芸部兵庫探検民俗編取材班、
和58年）
- 『兵庫県大百科事典』（上・下巻、神戸新聞出版センター、昭
和58年）
- 『我古里』（達富寿夫著、昭和43年）
- 『兵庫県民俗資料』（下、兵庫県民俗研究会編、国書刊行会、昭和57年）
『福井県史』資料編15（民俗）
『分類出石藩御用部屋日記』（出石町、昭和57年）
『方言と標準語』（飯豊毅一編、筑摩書房、昭和52年）
『萬歳の成立』『民俗芸能研究』（山路興造稿、第八号所収、民
俗芸能学会、昭和63年）
『民俗芸能辞典』（東京堂出版、昭和56年）
『民俗採訪―宮崎県臼杵郡西郷村・兵庫県城崎郡竹野町―』
（国学院大学民俗学研究会編、昭和38年）
『弥勒開山甫仙老和尚年譜』（懐州般曇著、甫仙老和尚年譜編
纂所、昭和14年）
『村々社堂數書上帳』寛保一年（細田昌家所蔵）
『明治古里物語』（達富寿夫著、昭和54年）
『養蚕秘録』（上巻、上垣守国著、享和二年、有隣堂、明治20年）
『六十六カ所地蔵尊化縁』（明治四十四年（大寧寺文書）
『わたくしたちの竹野町ーくらしのうつりかわりー』（社会科資料、
第二集、竹野町社会科資料編纂委員会）